平成２２年（フ）第７号
福岡県久留米市高良内町1113番地
債務者　井上チズエ
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１８０号
福岡県久留米市山川町1221番地23
債務者　中村　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１９２号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2337番地10
債務者　小川　哲夫
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２０２号
福岡県小郡市小板井532番地１
債務者　矢野　美佐
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２０４号
福岡県久留米市津福本町1005番地４　第12上野ビル207号
債務者　熱田　忠一
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７７号
宮崎県都城市山田町山田6053番地６、前住所鹿児島県姶良郡加治木町仮屋町278番地２サンパレス川崎101
債務者　福元真寿子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６１号
鹿児島県垂水市新城823番地１
債務者　河内　泰代
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
秋田県男鹿市北浦相川字冷水98番地１
債務者　工藤　政則
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６８号
秋田市八橋イサノ２丁目13番４―104号
債務者　佐々木好美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６号
長野県松本市大字蟻ケ崎1882番地１　大手アリガサキ台203号、前住所静岡県掛川市久保２丁目21番15号　ブルースカイ202
債務者　青木　敦麿
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９２号
長野県木曽郡上松町大字小川5006番地
債務者　織田　智子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１３６号
長野県松本市本庄１丁目９番５号
債務者　吉田　**兼**理
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４５号
長野県松本市大字寿豊丘940番地の１
債務者　伊藤　寿美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第６１８号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地１棟206号
債務者　塩見　穂高
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６７４号
京都市下京区西堀川通松原下る柿本町573番地　ライオンズマンション堀川1004号
債務者　石黒　七絵
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７３６号
京都市中京区壬生下溝町22番地６　青葉ハイツ207
債務者　谷口　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７６９号
京都市右京区太秦青木元町６番地６
債務者　和田千枝子（旧姓戸間）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係